

通知書番号

Código / Code / 通知書番号

Discriminação de taxaço/Relación detallada de la tasa/
Tax Statement/課税清單

合計税相当額 (固定資産税 / 都市計画税)

固定資産税 円

都市計画税 円

注1) 価格に対し不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。審査の申出ができるのは、評価替えの平成30年度(次回は令和3(2021)年度)に限られ、それ以外の年度については、地目変更、家屋の新增築等の特別の事情がある場合について審査の申出ができます。

注2) 合計税相当額は、端数処理等により各税相当額(固定資産税・都市計画税)を合算した額とは異なります。

注3) 合計税相当額に、償却資産の税額は含まれていません。償却資産の課税内容は、閲覧・証明でご確認ください。

注4) 登記申請の際にこの明細書が利用できますので、大切に保管してください。

注5) 事業用資産等の場合は、所得税確定申告の際にこの明細書が利用できますので、来年の確定申告時期まで大切に保管してください。

課税明細書の再発行は致しません。

◎課税明細書の見方 土地

1 物件の所在地		4 登記・現況地目		6 課税内容変更有無		8 持分割合		10 12 備考	
		3 評価額 (円)		課税内容変更有無					
		5 評価額 (円)		固定資産税前年度課税標準相当額(円)		固定資産税課税標準額 (円)		固定資産税相当額(円)	
2 用地の種類		「用地の種類」別地積 (㎡)		都市計画税前年度課税標準相当額(円)		都市計画税課税標準額 (円)		都市計画税相当額(円)	
		7 前年度課税標準相当額							

1 物件の所在地
土地の場所を示しています。
(注)最後に記号が表示してある場合は以下のとおりです。
カ:合併地 フ:組筆 ミ:みなし課税
タ:地番順序 オ:乙 コ:甲
A~Z:一部現況(一筆の土地を利用状況別に分けて記載)

2 用地の種類
【小規模住宅用地】200㎡以下の住宅用地
(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分)
【一般住宅用地】小規模住宅用地を超えた部分の住宅用地
【宅地】住宅用地以外の宅地
【その他】上記の小規模住宅・一般住宅・宅地の用地以外の土地
(該当する用地種類の行に、用地種類ごとの前年度課税標準相当額(固定・都計)、地積、固定資産税・都市計画税課税標準額が表示してあります。)

3 登記・現況地目
【登記地目】法務局における土地の登記簿上の地目を表しています。
【現況地目】今年の1月1日現在の土地の利用状況を表しています。

4 評価額
固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づき評価されます。土地については地目別に定められた評価方法によって評価したものが評価額となります。

5 地積 (㎡)
土地の、全体と「用地の種類」別の面積を表しています。

6 課税変更有無
令和元年中に評価の見直しが行われた土地には「有」と表示してあります。(税額に変更がない場合もあります。)

7 前年度課税標準相当額
前年度の課税標準額を表示しています。ただし、地目変更、分合筆、評価の見直し等変更のあった場合は、前年度もその状態だったものとみなして再計算した相当額を表示しています。

8 持分割合
共有土地(区分所有建物の敷地)の持分割合を表しています。なお、地積・評価額・課税標準額については全体の数字を、税額については持分によりあん分した額をそれぞれ表しています。

9 固定資産税 都市計画税 課税標準額
原則として、固定資産の評価額が課税標準額となります。ただし、負担調整措置(税上昇に対する緩和措置)や住宅用地の特例などの課税標準の特例措置が適用される場合は、適用後の額が課税標準額となります。

10 固定資産税 相当額
各物件の税額は、固定資産税課税標準額×税率(1.4%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。

11 都市計画税 相当額
各物件の税額は、都市計画税課税標準額×税率(0.25%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。

12 備考
【非課税】非課税の物件に表示してあります。
【免税点未満】免税点未満の場合に表示してあります。
【減額、減免、免除、徴収猶予、不均一、生産緑地、保全緑地免除】税の軽減措置等が適用される場合にその種類に応じて表示してあります。
【減額終了】宅地化農地の減額措置が終了した物件に表示してあります。
【従前地】仮換地課税により非課税となる従前の土地に表示してあります。
【仮換地課税】別紙のご案内を参照してください。
【時点修正有】平成30年7月1日~令和元年7月1日の間に地価下落があり価格の修正を行った宅地評価土地に表示してあります。

通知書番号

Código / Code / 通知書番号

課税明細書の見方 家屋

1	物件の所在地	種類及び分類	構造	9	建築年	11	備考								
2	床面積(m ²)	3	評価額(円)	5	棟数番号・家屋コード・家屋番号	6	固定資産税課税標準額(円)	7	都市計画税課税標準額(円)	8	固定資産税相当額(円)	10	都市計画税相当額(円)	11	軽減税額(円)

1 物件の所在地
家屋の建っている場所を示しています。
(注)最後に記号が表示してある場合は以下のとおりです。
カ:合併地 フ:組筆 ミ:みなし課税
タ:地番順序 オ:乙 コ:甲
A~Z:一部現況(一筆の土地を利用状況別に分けて記載)

2 床面積
家屋の延床面積を表しています。
(注)マンションなどの区分所有建物については、階段やエントランスなどの共有部分の持分があん分して含まれるため登記簿の床面積とは異なります。

3 評価額
固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づき評価されます。
家屋については構造等により分類された評価基準によって評価したものが評価額となります。

4 種類及び構造等
【家屋の種類】
「居宅」「店舗」等の便宜(べんぎ)上の用途を表しています。
(木造以外の「工場」「倉庫」等については、評価上の区分を「下段」に表示してあります。
【家屋の構造等】
「木造」「鉄骨造」等の家屋の主体構造と「2階建」等の家屋の階数を表しています。

5 棟数番号
家屋コード
家屋番号
【棟数番号】
建物の現況の棟(むね)単位で付した番号を表しています。
例:分譲マンションはビル1棟で付番、増築家屋は既存家屋の番号で付番されます。
【家屋コード】
建築年・所有者・構造別に付した一連番号を表しています。
例:分譲マンションは各戸に付番、増築も既存もそれぞれに付番されます。
【家屋番号】
法務局における家屋の登記簿上の家屋番号を表しています。
(未登記家屋の場合、家屋番号は未記載です。)

6 固定資産税
都市計画税
課税標準額
原則として、固定資産の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例措置や、非課税・一部非課税が適用される場合は、適用後の額が課税標準額となります。

7 固定資産税
相当額
各物件の税額は、固定資産税課税標準額×税率(1.4%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。

8 都市計画税
相当額
各物件の税額は、都市計画税課税標準額×税率(0.25%)により計算されます。ただし、法令等によって税の軽減措置が適用される場合は、その額を控除した後の税相当額が表示してあります。

9 建築年
家屋の完成した年を表しています。

10 軽減税額
新築住宅、認定長期優良住宅及び住宅耐震改修工事、住宅バリアフリー改修工事、住宅熱損失防止改修(省エネ改修)工事を行った住宅に、軽減税額が表示してあります。

11 備考
【非課税】
非課税の物件に表示してあります。
【免税点未滿】
免税点未滿の場合に表示してあります。
【減額、減免(豊田市版環境減税含む)、免除、徴収猶予、不均一】
税の軽減措置等が適用される場合にその種類に応じて表示してあります。
【減額終了】
新築住宅の減額措置等が終了した物件に表示してあります。

詳しくは 資産税課 までお問い合わせください。

豊田市役所 資産税課(南庁舎3階)

問合せ先
土地のこと 0565-34-6987
家屋のこと 0565-34-6983
償却資産のこと 0565-34-6613
名義・送付先のこと 0565-34-6618
FAX 0565-31-8969

豊田市役所 債権管理課(南庁舎2階)

納付のこと 0565-34-6619
市役所代表 0565-31-1212
問合せ時間 8:30~17:15
(土日祝、年末年始を除く)

Informações/Información/
Information/问询处

問合せの際は、通知書をお手元にご用意し、右上の通知書番号をお伝えください。通知書をお持ちでない場合はお答えできないことがあります。